

下記の空き家等について、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第19条第1項の規定に基づき、緊急安全措置を実施しましたので、同条例第19条第2項の規定に基づき公告します。

平成29年4月25日

京都市長 門川 大作

- 1 空き家等に関する事項（登記情報による。）
 - (1) 所在地 京都市伏見区上神泉苑町809-7
 - (2) 建物所有者 向瀬 きよ

2 緊急安全措置の内容

当該空き家の敷地に存する樹木の伐採

3 実施日

平成28年10月25日（火）

（都市計画局まち再生・創造推進室）